

# 入札説明書

橿原文化会館本館受変電設備等改修工事

令和3年9月

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課

# 入札説明書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札書の提出の日から開札の日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 入札公告第2に「この工事の入札に係る設計業務の受託者」が示されている場合は、次のア又はイに該当しないこと。
  - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

## 2 入札方法等

- (1) 入札書（様式N-1）は、**書留郵便**により提出してください。
- (2) 入札書の宛名は「奈良県知事 荒井 正吾」としてください。

なお、記入に際しては、「（記載例1）入札書記載例」を参照してください。
- (3) 郵送は二重封筒とし、表封筒に「〇月〇日開札 橿原文化会館本館受変電設備等改修工事 入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札書と工事費内訳書（施工体制確認調査書類様式2）を入れ、封筒の裏を代表者印で封印してください。「（記載例2）入札書に係る封

筒の記載例」を参照してください。「奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長あて」の親展として、期限までに10に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到着したもののみ有効です。

- (4) 提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

### 4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。代理人が「くじ」を行う場合は委任状（様式N-3）を持参し提出してください。

- (2) 開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

### 5 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、次により競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
  - ア 提出部数 各1部

- イ 提出期限 入札公告第3に記載のとおり  
期限までに提出されない場合は失格となります。  
次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。

ウ 提出方法 入札公告第3に記載のとおり

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

- ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しません。
- エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。
- オ 競争入札参加資格確認申請書は様式S1により作成してください。
- カ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）～（イ）のとおりとし、次に従い作成してください。

(ア) 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式S6）

入札公告第2の4に定める資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を記載してください。また、主任（監理）技術者については、入札説明書別表1の資格を証する書面の写し、従事経験が証明できる書類（コリズ竣工登録（登録内容確認書（工事实績））等）及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。実務経験により資格を有する場合は、実務経験証明書を添付してください。

(イ) 現場代理人報告者（様式S8）

入札公告第2の5に定める資格があることが判断できる現場代理人の所属及び採用年月日を記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会  
実施しません。

## 6 施工体制確認調査

開札後、落札候補者は、(2)エの提出書類一覧に示す様式1、3に定める提出書類に添付資料を添えて提出してください。提出書類の審査を行うとともに聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

聞き取り調査には、入札責任者と配置予定技術者の出席を要します。

なお、聞き取り調査の際、本人確認をしますので、監理技術者資格者証、運転免許証等を提示してください。

適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

(1) 施工体制確認調査書類の提出

- ア 提出部数 各1部
- イ 提出期限 入札公告第3に記載のとおり  
期限までに提出されない場合は失格となります。  
次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。

ウ 提出方法 入札公告第3に記載のとおり

(2) 施工体制確認調査書類の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出された施工体制確認調査書類は、施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された施工体制確認調査は返却しません。

エ 施工体制確認調査書類は下記のとおりとし、次に従い作成してください。

提出書類一覧

様式1	施工体制確認調査報告書
様式2	工事費内訳書 ※入札時に提出（入札参加者全て）
様式3	工程計画

\* なお、様式2については、入札公告第3に示す「入札書及び工事費内訳書の提出」期限までに、入札書とともに提出してください。

その際、様式2に「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載してください。

誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。

また、添付もれの場合は失格となります。

\* 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載している記載要領を十分確認してください。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。

\* 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における書類の訂正、差替え等はできません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。提出書類に不備（積算内容に影響しない軽微な不備を除きます。）がある場合は失格となります。

\* 下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

（ア）施工体制確認調査に協力しない場合

（イ）配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

（ウ）工程計画が工事仕様等に適合しない場合

（エ）工事費内訳書に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合

（オ）法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

（カ）上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 施工体制確認調査書の作成説明会

実施しません。

7 技術者の配置

落札者は、5（2）カ（ア）に定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な場合に限ります。

8 現場代理人の配置

落札者は、5（2）カ（イ）に定める資料に記載した現場代理人をこの工場の現場に配置するものとします。

9 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

10 入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課文化振興係

電話 0742-27-8478（直通）

別表 1

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
電気工事	<p>①電気工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの</p> <p>②電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>③電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの</p> <p>④電気工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤電気工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限ります。）とするものに合格した者</p> <p>⑧電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑨電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含みます。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑩建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>

- |   |
|---|
| <p>⑪建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑫一般社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑬これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> |
|---|

注：⑤の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、電気工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。